

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

山梨県知事（以下「実施機関」という。）が平成 14 年 5 月 24 日付けで異議申立人に対して行った一部開示決定処分は、これを取り消し、開示すべきである。

### 第 2 異議申立てに至る経過

#### 1 行政文書の開示請求

異議申立人は、山梨県情報公開条例（平成 11 年山梨県条例第 54 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、平成 14 年 5 月 7 日付けで「平成 12 年度厚生科学特別研究事業の法改正に伴う身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所のあり方に関する研究に係る知的障害者更生相談所業務に関する実態調査（控）」の開示を求めて開示請求を行った。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、開示請求に対応する行政文書として、『H 12 年度厚生科学特別研究事業「法改正に伴う身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所のあり方に関する研究」に係る知的障害者更生相談所業務に関する実態調査（控）』（以下「本件文書」という。）を特定した上で、一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、理由を付した上で、平成 14 年 5 月 24 日付け障相 3 第 5 - 9 号をもって本件処分の内容を異議申立人に通知した。

なお、本件文書の一部を不開示とした理由は以下のとおりである。

条例第 8 条第 1 号に該当する。

記入者氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第 8 条第 1 号に該当し、不開示とする。

### 3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成14年5月30日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第3 異議申立ての趣旨及び理由

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消を求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び不開示理由説明書に対する意見書で主張している異議申立ての理由はおおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、不開示理由説明書において「開示・不開示の判断に当たっては、条例第8条各号の規定に該当するか否かを検討し、決定すべきものである」としているにもかかわらず、不十分な検討をして一部開示決定処分は適正なものと主張している。
- (2) 約60箇所の全国の知的障害者更生相談所から本件文書の回答を得たが、不開示にしているのは山梨県のみである。
- (3) 全国更生相談所担当者説明会において、知的障害者更生相談所の役割についての議論がされ、知的障害者更生相談所の職員は「自閉症、認知・記憶注意等の障害、重複障害、合併症等についての専門的知見を有している」という前提で説明会が開催された。病院でも専門分野ごとの診療が行われている。例えば、自閉症については職員A、重複障害については職員Bが専門的知見を有していると知的障害者更生相談所は公表してもいいのではないか。
- (4) 知的障害者更生相談所職員の氏名は、県職員録等で知ることができる情報で、大多数の県市町村では従来から公表されており、かつ今後とも明らかに非公開にする理由がない情報として位置付けている。  
今回の氏名は、行政事務に関する情報であり、行政の説明責任の観点から明らかにすべきである。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、不開示理由説明書で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

不開示とした部分は、その調査に回答した記入職員の氏名であるが、公務員の氏名については、当該公務員の私生活においても個人を識別する基本的な情報として一般に用いられており、これを開示すると、公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり、この点公務員と法人その他の団体の職員とを区別する理由はない。

したがって、当該記入者氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第8条第1号に該当する。

## 第5 審査会の判断

審査会は、異議申立人提出の異議申立書、意見書、実施機関提出の不開示理由説明書及び本件文書記載事項の調査結果に基づいて以下のとおり判断した。

### 1 本件文書の内容

本件文書は、平成12年度厚生科学特別研究事業として、更生相談所の現状と問題点を現場の視点から検証することを目的に、全国身体障害者更生相談所長協議会会長、全国知的障害者更生相談所長協議会会長らの連名により平成13年2月16日付けで各都道府県・政令市身体障害者更生相談所長及び知的障害者更生相談所長あての調査に対し、実施機関が作成した調査票である。

### 2 争点

実施機関の行った本件処分における不開示とされる情報が条例第8条第1号に該当するか否かという点である。

### 3 条例第8条第1号の該当性について

(1) 条例第8条第1号の趣旨

条例第8条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を不開示とする趣旨である。ただし、本来保護する必要性のない情報及び保護利益を考慮しても開示する必要性の認められる情報を例外的に不開示情報から除くべく、ただし書イ、ロ、ハに限定列挙している。

(2) 条例第8条第1号の該当性の検討

そこで、条例第8条第1号の趣旨に照らして、本件文書に記録されている情報について同号の該当性について判断する。

ア 本件処分において不開示とした記入者氏名は、本件文書に回答を記入した山梨県障害者相談所の職員の氏名であり、氏名そのものは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと規定する条例第8条第1号本文に該当する。

イ 次にただし書について検討する。

ただし書イは、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は、条例第8条第1号の例外として開示するという趣旨である。

職員の氏名の取扱いについては、法令の規定はないが、実施機関では、「上級の職にある公務員（所属長以上の職にある者。以下同じ。）の氏名は、職務上用いられる場合には慣行として公にされていると考えられる」との運用通知により、上級の職にある公務員の氏名は、ただし書イに該当するものとして開示され、それ以外は不開示とする運用がなされている。

しかしながら、職務遂行上の職員の氏名については、上級の職にある公務員に限らず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものがあると認められ、一律に上級の職にある公務員でないことにより、不開示とするのではなく、個別の事案ごとに判断すべきである。

本件文書は、民間の団体が行った知的障害者更生相談所業務に関する実態調査に対し、障害者相談所の職員が作成の上、回答したものであり、その記載内容については、公にすることを前提としたものと認められる。

そして、不開示とした氏名は、その記載内容に対する問合せに対し便宜を図るために記入されたものであり、公になることが予定されているものと考えられる。

このように、実施機関が民間に対し施行した記載内容が公になることを前提とする文書であって、問合せに対して便宜を図るために記入された氏名については、慣行として公にされたものであると判断する。

したがって、本件文書中の記入者名については、「慣行として公にされたもの」として、ただし書イに該当し、開示すべきものと認められる。

#### 4 結 論

以上、審査会は、山梨県情報公開条例等の規定に従い調査審議し、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

#### 5 審査の経過

審査会の調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 事 項
平成14年 6月19日	諮問
14年 7月12日	実施機関から不開示理由説明書を受理
14年 8月12日	異議申立人から意見書を受理
14年 9月 2日 (14年度第4回審査会)	審議
14年10月18日 (14年度第5回審査会)	審議
14年11月21日 (14年度第6回審査会)	審議
14年12月19日 (14年度第7回審査会)	審議
15年 1月24日 (14年度第8回審査会)	審議

15年 2月24日 (14年度第9回審査会)	審議
---------------------------	----

山梨県情報公開審査会委員名簿

氏名	役職名	備考
内田 清	弁護士	会長
中山 光勝	身延山大学教授	会長代理
石原 喜文	山梨学院大学教授	
牧野 治	元山梨県出納長	
渡邊 幸恵	公認会計士	